

和歌山県統計調査条例（平成21年和歌山県条例第22号）第3条の規定に基づき、令和4年県民健康・栄養調査を次のとおり実施する

1 調査の名称

県民健康・栄養調査

2 調査の目的

この調査は、県民の健康状態、食生活の状況、栄養摂取量を把握し、県民の健康づくり及び生活習慣病の予防対策に必要な基礎資料を得るとともに、「第三次和歌山県健康増進計画」の最終評価を行い、「第四次和歌山県健康増進計画（仮称）」の計画策定に反映させることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 和歌山県内全域

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

【栄養摂取状況調査票】世帯及び世帯員（満1歳以上）

【身体状況・生活習慣調査票（満14歳以下用）】

満14歳以下の世帯員又は世帯員の保護者

【身体状況・生活習慣調査票（満15歳以上満19歳以下用）】

満15歳以上満19歳以下の世帯員

【身体状況・生活習慣調査票（満20歳以上用）】

満20歳以上の世帯員

4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

【栄養摂取状況調査票】

(ア) 世帯状況 (イ) 食事状況 (ウ) 食物摂取状況 (エ) 1日の身体活動量（歩数）

【身体状況・生活習慣調査票（14歳以下用）】

(ア) 身長・体重 (イ) 食生活 (ウ) 歯の健康

【身体状況・生活習慣調査票（15歳以上19歳以下用）】

(ア) 身長・体重 (イ) 食生活 (ウ) 歯の健康

【身体状況・生活習慣調査票（20歳以上用）】

身長・体重、腹囲、血圧、服薬状況、糖尿病の状況、運動等に関する身体状況及び食生活、休養（睡眠）、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣

(2) 基準となる期日又は期間

【栄養摂取状況調査票】令和4年11月～12月中の任意の一日

【生活習慣調査票（各年齢共通）】栄養摂取状況調査と同日

## 5 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数 30 地区 900 世帯 約 2,300 人

【栄養摂取状況調査票】

約 900 世帯、約 2,300 人

【身体状況・生活習慣調査票（14 歳以下用）】

約 300 人

【身体状況・生活習慣調査票（15 歳以上 19 歳以下用）】

約 200 人

【身体状況・生活習慣調査票（20 歳以上用）】

約 1,900 人

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

令和 4 年国民生活基礎調査対象地区から無作為に抽出した 28 地区および令和 4 年国民健康・栄養調査対象地区 2 地区の計 30 地区を選定し、調査区域内の全世帯に報告を求める。

## 6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

(調査員調査)

配布・収集：和歌山県－調査員－報告者

(郵送調査)

配布：和歌山県－調査員－報告者

収集：和歌山県－報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 調査員調査 その他（ ）

〔調査方法の概要〕

調査員である栄養士等が報告者の自宅に訪問し、調査票を配布するとともに、調査票の記入方法を説明する。記入済み調査票は、郵送又は調査員による家庭訪問で回収する。

## 7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1 回限り 毎月 四半期 1 年 2 年 3 年 5 年 不定期

その他（おおむね 5 年）

（1 年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：平成 28 年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 令和 4 年 11 月上旬～令和 4 年 12 月下旬